

「知財推進計画2018」（平成30年6月12日知財戦略本部決定）（粋）

「2. 知財推進計画2018重点事項」の「（3）新たな分野の仕組みをデザインする」の「②知財システム基盤の強化」の欄

「（現状と課題）」の欄

「AI, IoT, ビッグデータといった新技術により急激に社会が変革し、これを受けてビジネスの形態にも大きな変化が生じている。このような時代においては、ビジネスを支える有効なツールの一つである知的財産権についても、時代やユーザーニーズに合わせてより使いやすいものとしていくことが求められる。また、知的財産権を実現するための重要な手段である訴訟手続についても、日本経済再生本部裁判手続等のIT化検討会において「全ての事件類型の民事訴訟手続について利用可能なIT化の推進が期待される」（「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」2018年3月30日）と提言されているところである。そのため、既存の知的財産権制度について、新しい時代に対応できるものとなっているか、時代遅れの利用しにくい制度になっていないかという観点から検討を行い、制度及び運用について必要な見直しを行うことが重要である。」

「（施策の方向性）」の欄

「・我が国における民事訴訟手続等のIT化については諸外国のそれに比べて不十分であるという指摘を踏まえ、迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、利用者の利便に資することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなど、民事訴訟手続等のIT化の検討を進める。（短期、中期）（法務省）」

以上